

日本・モンゴル経済連携協定による 自由貿易協定の活用について

モンゴル国立大学マーケティング・貿易学部准教授 ノミンツェツェグ・ウルジーオチル
 モンゴル国立商科大学貿易・マーケティング学部長 オトゴンサイハン・ニャムダー
 チングスハーン国際空港税関上級職員 チムゲレル・チョイドルジ

要 旨

モンゴルにとって最初の経済連携協定となる日本・モンゴル経済連携協定が2016年6月7日に発行し、5年が経過した。この間、両国間の貿易は増加傾向にある。しかし、この協定がどのように活用されているかは十分に研究されていない。この協定の評価には、特惠利用率の推計が必要になる。本稿は、特惠利用率と事業者に対するアンケート調査に基づいて、協定の実施状況を検討した。

分析は、モンゴル企業は協定を十分に認識しているが、COVID-19の流行や原産地規則、衛生植物検疫措置等の技術的障壁により、5年間を通して特惠利用率は安定していないことを明らかにした。また、モンゴル企業の大多数はビジネス戦略の改善、貿易の所轄官庁、商工会議所、専門家と緊密な協力に前向きであり、協定特惠を活用し、将来的に日本以外の地域との貿易の拡大に意欲的であることが明らかになった。

キーワード：経済連携協定、特惠関税、利用率分析

JEL Classification Codes: F10, F14, F15

1. はじめに

モンゴルは地域統合の後発国であり、最初の経済連携協定となる日本・モンゴル経済連携協定（日モ EPA）の発効は2016年6月7日であった。日モ EPA は、17章と10附属書からなる。章は、物品の貿易、原産地規則、税関手続および貿易円滑化、衛生植物検疫措置、規格及び適合性評価手続、サービスの貿易、自然人の移動、電子商取引、投資、競争、知的財産、政府調達、ビジネス環境の改善、協力、紛争解決、総則、最終規定から構成される。

この協定の枠組みにおいて、5700品目のモンゴル製品と9300品目の日本製品が特惠措置関税または関税の一時的な免除の対象となるように交渉が行われた。協定発効即日に、3429品目の日本からモンゴルへの輸入品（59%）と、8000品目のモンゴルから日本への輸入品（86%）が関

税免除の対象となった¹。2016年の協定発効以来、両国の貿易は増加している。しかし、モンゴル企業の協定利用は不十分であり、問題があることが指摘されている。

そこで、モンゴル政府（外務省など）は、日モ EPA 特惠の活用を促し、自国産品の日本向け輸出を拡大するため、企業と定期的に会合し相談に乗り、オンライン調査を行っている。

モンゴルは日本の第67位の輸出相手国であり、第128位の輸入相手国である²。両国は、日モ EPA が経済関係をより緊密にし、日本市場におけるモンゴルの輸業者・企業の競争力を高め、また、モンゴルから日本への輸出を促すと考えている。この協定は、2010年以降の「戦略的パートナーシップ」の促進もその目的にある³。

発効した日モ EPA の利用に関する研究はいまだ行われていない。そのため、本稿はこの問題を検討する最初の研究と

なる。併せて、モンゴル企業が直面する問題も検討していく。

特惠関税は EPA が提供する従来の優遇策である。そこで、本稿の協定利用率の分析にあたっては、特惠の対象となる物品の貿易を検討する。この際、日モ両国各々の HS コード別の特惠関税利用率の分析に主眼を置く。

最近、モンゴルは日モ EPA に加えて、10カ国から構成されるアジア太平洋貿易協定（APTA）に加盟した。APTA は2020年1月1日に発効し、バングラデシュ、中国、インド、ラオス、韓国、スリランカに対して輸出関税を最大40%引き下げ、モンゴルの地域統合への積極的な参画と産業構造の多角化を推し進める基礎になると考えられている。

このような進展は、モンゴルにとって地域経済統合、輸出市場拡大、国内製品の品質向上のための重要なステップになるだろう。そこで、モンゴル初の EPA と特惠利用

¹ 日モ EPA: https://mfa.gov.mn/wp-content/uploads/2021/09/Heleitseer_Mongolia_Japan.pdf。[訳注]日本語版は日本外務省ウェブサイト参照: https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/c_m2/mn/page3_001094.html。

² 日本税関: <https://www.customs.go.jp/>。

³ 日本外務省: <https://www.mofa.go.jp/>。

率の現実的な評価こそが、協定の効果的に円滑な実施のために、また他地域との協定締結のためにも不可欠な要素になる。なお、協定に関わる法令遵守コストやその実際的な受益者(例えば、生産者、輸出業者、輸入業者、ユーザー産業、消費者)に関しては、本稿の検討の範囲を超えるため扱わないことに注意しておく。

本稿の構成は次の通りである。次節で先行研究を概観し、第3節で特惠利用率の概要を、第4節でその推計法を説明する。第5節で分析結果を報告し、最後に結論と提言を述べる。

2. 文献調査

地域貿易協定の特惠関税の利用に関する実証研究、報告書、実務指針は多く存在する。UNCTAD (2018) は、EUと17カ国の間の地域協定に関して2009-2013年を対象に、EUの自由貿易協定(FTA)の利用率を分析した。ここでは、輸出・輸入業者双方について特惠関税の「利用率」(preference utilization rate)と「節約率」(preference savings rate)が推計された。結果は、EU側の輸出の特惠利用率が67%、相手国側の輸出では90%となった。

Cheong (2014) は韓国のFTA利用が不十分であるという産業界の批判を検討するために、協定の締結状況、特惠利用率や協定の認知度、原産地規則の問題を検証した。この分析は、韓国が2011-2013年に10カ国とFTAを締結し、約60%の取引で特惠関税が利用されていることを明らかにした。

PwC Australia (2018) は、濠企業によるFTAの認知と利用の状況に関して報告している。濠企業は、日中韓の北アジア3カ国とのFTAをはじめとするオーストラリアのFTAの利用経験に関して回答を求められた。530社を対象とした定性調査、深層面接法、オンライン・アンケート方式で調査が実施され、そこから特惠利用率が推計された。レポートによると、FTA利用率は比較的高く、回答企業の62%が輸出に際して少なくとも1つのFTAを利用している。北アジア諸国FTAの特惠利用率は、輸出80%、輸入86%であった。

原産地規則とEPAの関係に注目した研究の例として挙げられるのは、Hayakawa and Laksanapanyaku (2017) である。この研究は、ASEAN+1の複数のFTA(中国とのACFTA、韓国とのAKFTAについて)における原産地規則の統一が2011年のタイの輸出に与えた影響を実証的に検討したものであり、原産地規則と特惠利用の関係を検討し、特惠利用率を推計した。分析は、FTA間の原産地規則の調整はスパゲティボウル現象によって生じるコストの削減に有益であることを示した。特に、付加価値基準(RVC)の統一、または関税分類変更基準(CTC)またはRVCの統一は複数のFTAスキームの利用への抵抗感を弱めるが、CTCの統一またはCTC及びRVCの統一には同様の影響が見られないことが示された。

地域協定締結にとって、特惠利用と中小企業の業績は決定的に重要である。EPAの下で中小企業は低価格・高品質の外国製品との激しい競争にさらされるため、特惠利用率と中小企業の業績を規定する国内・外の要因の影響を分析する必要がある。Shen et al. (2019) は、韓国の中小企業による中韓FTA利用を分析し、特惠利用と企業の業績の影響要因を評価した。分析は、FTAの認知度がその利用と企業実績に正の影響を与え、不適切な非関税措置が著しい負の影響を与えることを示した。

Kawai and Wignaraja (2010) は、アジアにおけるFTAの急速な発展の傾向、見通し、課題を検討し、企業調査に基づくFTA利用の分析、協定の分析、計算可能一般均衡モデルから得られた知見について議論している。この研究は、アジア企業841社のサーベイと2000年以降に締結された60以上のFTAを分析し、約28%の企業がFTA特惠を利用し、53%が特惠を利用している、もしくは利用する計画があるという結果を示した。調査対象において、FTA利用率が最も高かったのは、中国と日本であり、韓国、フィリピン、シンガポールが低かった。韓国、日本、中国は、近い将来、FTA利用を加速させる計画を持っている。

3. EPA利用率の概要

地域貿易協定・EPA締結後における社会経済効果の検証は政策立案者にとって重要な課題である。協定の実際の影響は当初の予測とは大きく異なりうる。そこで、その社会経済的な影響を事後的・回顧的に評価することが極めて重要となる。特惠利用率の推計は地域貿易協定の事後的な分析手法の一つである。

特惠関税は、FTA・EPAが締約国に提供する主要な伝統的な便益である。特惠関税とは輸出国を原産地とする物品の輸入国に対する関税引き下げまたは撤廃を意味する。これは一般関税、すなわち世界貿易機関加盟国に適応される「最恵国待遇」(MFN)関税とは異なる。

一般にMFN関税率と特惠関税率の差は「特惠マージン」と呼ばれる。多くの場合、特惠関税率はゼロであり(「センシティブ」品目については高くなりうる)、特惠マージンは、第三国からの輸入品に適用されるMFN関税に応じて、国・製品ごとに異なる。一般に、特惠マージンや特惠の大きさは特惠利用率を決定する要因になる。

様々な特惠利用率に関連する指標が先行研究で用いられている。特惠の利用率(utilization rate)と節約率(savings rate)はその中でも主要な指標である。

特惠利用率は、利用された特惠と利用されなかった特惠の価額に基づく。一方で、特惠節約率は、特惠による関税の節約額と特惠関税の費用に基づく。特惠の利用の恩恵および/または費用を測定する相互に補完的なこれら2つの指標は、「利用された特惠の平均特惠マージン」(率)と「利用されなかった特惠の平均特惠マージン」(率)である。

4. EPA利用率の計測

前節でみた先行研究の通り、特惠の利用は様々な方法で分析できるが、本研究では次の2つのアプローチで検討する。

一つは、Plummer et al. (2010)の手法に依拠するアプローチである。この研究は、特惠利用率として、関税対象の輸入品のうち、MFN関税ではなく特惠

関税率が適応された輸入の比率を推計した。Plummer et al. (2010) は利用率 (*Utilization Rate*) の次式で定義した。

$$Utilization Rate = \frac{\sum_{i \in P} M_i^U}{\sum_{i \in P} M_i}$$

この際、タリフライン i 番目の品目の協定加盟国からの輸入 (額) は M_i 、実際に特恵関税が適用された輸入額は M_i^U で表されている。 P は協定特恵の対象品目を構成する集合である。

特恵利用率が高くなるにつれ、協定特恵が適応できる品目に対して、MFN 関税率ではなく、実際に特恵関税率が適応された比率が高くなる。また、このことは、原産地規則の遵守コストがそれほど高くないことを意味する (ibid.)。

上式は次式のように簡易的に示すことができる。

$$Utilization Rate =$$

$$\frac{\text{EPA 特恵が付与された輸入額}}{\text{EPA 特恵が適応可能な輸入額}} \times 100$$

本研究が EPA の利用状況を分析する際に用いるもう一つの方法は、EPA の認知度と課題についてのモンゴル企業を対象とするアンケート調査である。このために、対日貿易に従事するモンゴル企業に対して、オンラインとモンゴル商工会議所を通してアンケート調査を行った。この調査は、協定の影響評価に関する前回の国際調査と報告書をベースにしている。

本研究で用いたデータベースは、貿易統計と企業調査データである。EPA 特恵利用率の推計には、税関申告と通関データを用いた。本研究の分析期間は、これら2つのデータが得られる2016年から2021年上半期までである。

加えて、輸出企業・業者のアンケート調査の一次データを利用した分析を行う。上記の方法で EPA 特恵利用率を推計するが、その結果は特恵利用を規定する主要因を明らかにするものではないため、この課題に取り組むために、企業調査を分析する。

5. 分析結果

本節では、(1) EPA 特恵利用率と(2)モンゴル企業調査の2つの分析結果を見ていく。

5. 1 EPA 特恵利用率の分析

前節の通り、日モ EPA の特恵利用率の推計は Plummer et al. (2010) による第一の方法に基づいて行い、そのためにモンゴルの輸出入企業から得たデータや税関申告・通関に関する一次データベースを利用した。ここでは、日モ EPA 下の特恵関税の対象となった日本からの輸入品について特恵利用率を分析する。

特恵利用率の推計は、国レベル (日モ輸入通関データ) か製品分類レベル (HSコード) で行われるのが一般的である。

2016-2021年上半期を分析期間として、通関データと特恵利用率の推計結果を表1に示した。特恵の適応資格がある輸入品全体では、協定発効翌年の2017

年の特恵利用率が49%であり、最も高い。特恵利用率は2018年に32%、2019年に27%へ低下した。2020年、2021年の前半に利用率はさらに低下し、2016年レベルに戻ったことは興味深い。特恵利用率が低下し続けた背景には、第一にCOVID-19の流行があり、第二に、原産地規則や非関税貿易障壁など企業が直面する問題があるだろう。この点に関連して、後で企業調査を分析する。

モンゴルから日本への輸出に関しては、いまだに日本の通関データやモンゴルの輸出企業の特恵利用に関する情報が当事者間のみのやり取りにとどまるため、特恵利用率の把握は難しい (表2)。ただし、モンゴルの輸出は2018年まで増加し、そ

表1 日モ EPA 特恵利用率 (モンゴルの輸入): 2016-2021年上半期、1000米ドル、%

相手国	年	相手国の輸出額		特恵利用率 (2/1)
		モンゴルの対日輸入額 (1)	モンゴルの特恵輸入額 (2)	
日本	2016	189,311.7	25,453.3	13%
日本	2017	220,708.8	109,069.0	49%
日本	2018	558,208.9	179,794.5	32%
日本	2019	332,828.6	88,212.4	27%
日本	2020	276,747.1	44,569.5	16%
日本	2021	154,453.7	18,808.1	12%

出所: モンゴル通関データベースに基づき、筆者推計

表2 日モ EPA 特恵利用率 (モンゴルの輸出): 2016-2021年上半期、1000米ドル、%

相手国	年	相手国の輸入額		特恵利用率 (2/1)
		モンゴルから日本への輸出額 (1)	モンゴルから日本への特恵輸出額 (2)	
日本	2016	10,118.1	-/-	-/-
日本	2017	11,237.8	-/-	-/-
日本	2018	22,382.1	-/-	-/-
日本	2019	12,871.4	-/-	(縮小)
日本	2020	7,263.8	-/-	(縮小)
日本	2021	5,749.2	-/-	-/-

出所: モンゴル通関データベースに基づき、筆者推計

表3 日モ EPA 特恵を利用したモンゴル輸入品目とタリフライン: 2016-2021年上半期

年	輸入品目数	タリフライン数
2016	727	63
2017	2,576	90
2018	4,364	91
2019	2,077	98
2020	1,580	86
2021	468	63

出所: モンゴル通関データベースに基づき、筆者推計

表4 日モ EPA の下で日本からモンゴルへ輸入を行った上位5社 (1000米ドル)

No.	2016 (31社)		2017 (50社、2人)		2018 (59社)		2019 (66社)		2020 (47社)		2021 (40社)	
	企業	額 (%)	企業	額 (%)	企業	額 (%)	企業	額 (%)	企業	額 (%)	企業	額 (%)
1	Tavanbogd	9,028.2 (35%)	Tavanbogd	40,574.7 (37%)	Tavanbogd	94,660.3 (53%)	Chu Development	8,667.6 (32%)	Normaunt*	13,931.3 (31%)	Transwest Mongolia*	4,914.9 (26%)
2	Transwest Mongolia*	5,362.7 (21%)	Munkhada	14,754.3 (14%)	Munkhada	25,908.1 (14%)	TTGVCO*	11,321.6 (13%)	Bridge	7,743.6 (17%)	Toyota Sales Mongolia*	4,219.3 (22%)
3	Usukh Zoos	4,856.8 (19%)	Transwest Mongolia*	12,236.3 (11%)	Bridge	8,426.2 (5%)	Bridge Global Trading	8,092.4 (9%)	Erdenet Mining Corp.**	5,992.1 (13%)	Bridge	3,093.0 (16%)
4	Munkhada	1,881.4 (7%)	Tavanbogd Trade	7,281.9 (7%)	Transwest Mongolia*	7,975.0 (4%)	Bridge	7,145.8 (8%)	Zamine Services*	3,410.3 (8%)	Zamine Services*	1,516.7 (8%)
5	Bridge	1,065.6 (4%)	Usukh Zoos	3,931.1 (4%)	Zamine Services*	5,963.0 (3%)	Zamine Services*	6,918.7 (7.8%)	TDB Leasing	1,982.1 (4%)	Erdenet industry**	1,041.6 (6%)

出所:モンゴル通関データベースに基づき、筆者推計
注:*は外資企業、**は国有企業を意味する。

表5 日モ EPA の下で日本からモンゴルへの主な輸入品 (1000米ドル)

2016			2017			2018			2019			2020			2021.06		
HSコード	輸入額	%	HSコード	輸入額	%	HSコード	輸入額	%	HSコード	輸入額	%	HSコード	輸入額	%	HSコード	輸入額	%
3004	80.2	0.3	3004	208.5	0.2	3004	109.5	0.1	3004	166.0	0.2	3004	389.9	0.9	3004	33.2	0.1
33	124.2	0.5	3304	76.2	0.1	3304	54.2	0.0	3304	20.7	0.0	3304	52.5	0.1	3304	6.4	0.0
3305	107.7	0.4	3305	212.5	0.2	3305	319.4	0.2	3305	104.8	0.1	3305	182.4	0.4	3305	31.1	0.1
34	29.1	0.1	34	6.1	0.0	34	1,161.2	0.6	34	26.1	0.0	34	46.9	0.1	34	14.5	0.1
4011	3,097.9	12.2	4011	10,227.7	9.4	4011	17,919.7	10.0	4011	21,462.3	24.3	4011	15,353.1	34.4	4011	5,011.1	19.7
48	195.8	0.8	48	1,132.3	1.0	48	1,144.2	0.6	48	1,510.8	1.7	48	859.1	1.9	48	734.8	2.9
5408	-	0.0	5408	791.3	0.7	5408	749.3	0.4	5408	463.0	0.5	5408	118.6	0.3	5408	-	0.0
84	8,772.8	34.5	84	24,207.6	22.2	84	29,067.3	16.2	84	41,622.4	47.2	84	23,023.9	51.7	84	6,076.3	23.9
85	31.8	0.1	85	134.5	0.1	85	147.0	0.1	85	364.4	0.4	85	279.3	0.6	85	124.3	0.5
87	12,463.8	49.0	8703	70,397.3	64.5	87	127,992.6	71.2	87	19,882.5	22.5	87	2,720.0	6.1	87	6,240.2	24.5
90	-	0.0	90	121.0	0.1	90	-	0.0	90	152.7	0.2	90	26.3	0.1	9027	20.7	0.1
94	-	0.0	94	-	0.0	94	-	0.0	94	272.0	0.3	94	-	0.0	94	-	0.0
9619	121.02	0.5	96	348.89	0.3	9619	578.60	0.3	9619	1,293.15	1.5	9619	681.36	1.5	9619	176.8	0.7

出所:モンゴル通関データベースに基づき、筆者推計

の後減少したことは確認できる。論理的に考えると、日本市場の EPA 特恵輸入総額が減少している可能性がある。

今後、特恵関税輸入の情報やデータを相互に交換できるようになれば、この研究を発展させられる。協定に基づき、両締約国は外務省を通じた特恵貿易の情報のやり取りを考えており、モンゴル税関は特定のフォーマットでの情報交換に責任を持つ。

全体的に、協定下の日モ貿易は安定せず、2017年と2018年に拡大し、その後低迷した。

表3と表4に商品分類と HS コードごとの特恵利用率を示した。前述の通り、EPA 特恵利用の研究では国レベルだけではなく、産業や HS コードに基づく分析が多く行われている。

協定が発効した2016年において、モンゴルは63の HS コードに分類される727品

目を輸入した。2021年前半にモンゴルの輸入は減少し、HS コード63、品目数468品目となった。2018年は、それぞれ91と最大の4364である。2019年はそれぞれ98と2077となった。

さらに、表4に、日モ EPA に基づき日本からモンゴルへの輸入を行うモンゴルの主要5社(表4)、表5に、モンゴルの日本からの主要輸入品のリスト(HSコード)を整理した。

協定下で日本から輸入する個人・法人は、2019年に最も多く66社であり、2016年は最少の31社であった。表5は、EPA 特恵利用企業が、主に採掘重機(HSコード第84部)と車両(同第87部)を輸入していることを示している。第84部と第87部の物品はモンゴル市場にとってセンシティブ品目ではないため、モンゴルは協定発効即日に関税を撤廃した。この表の数値は、モンゴル通関自動情報システム(CAIS)

の通関32万8498件、対日輸入物品51万1610品目の一次データに基づいて計算されたものである。

表4では、HSコードにおいて11の部に分類され、EPAの原産地規則を満たす高頻度の輸入品の過去5年にわたる推移を示している。ここからは、輸入額は年ごとに変動が大きい。40.11の自動車タイヤ(9.4~34.4%)、第84部の重機(22.2~51.7%)、第87部の車両(22.5~71.2%)の輸入のシェアが拡大する傾向にあることが見て取れる。

一方、第85部の発電機(0.1~0.6%)、30.04の医薬品(0.3~0.9%)、33.05の化粧品(0.1~0.4%)、96.19のおむつや生理用品(0.5~1.5%)の輸入は少量であるが、着実に増加し、今後も増加すると予想される。

5.2 アンケート調査結果の分析：

企業の日モ EPA への認知と課題

日モ EPA の認知、利用、障壁、課題を検証する目的で、協定下で対日本貿易を行うモンゴル企業30社の調査を実施した。調査対象のモンゴル企業30社のうち26社が調査に参加した。アンケートの回答はオンラインと商工会議所 (MNCCI) を通じて得たものである。

表6の通り、回答企業の48%は輸出、28%は輸出入、24%が輸入を行っている。企業規模は従業員100人以上が33.3%、1~9人が20.8%であり、大企業や小企業が比較的多い。中規模企業は従業員数10~49人で16.7%、50~100人で12.5%であった。事業年数では、比較的経験豊富な16年以上の企業が32%、経験が浅い1~5年の企業が20%であった。

本研究の第一の目的は、取引相手国との協定締結の認知状況の解明にある。調査は、詳細なインタビューによって、協定の認知度がかなり高いことを明らかにした。協定下においてモンゴルへの輸入が特恵関税を受けられない理由を問う質問に関連して、企業の41%は EPA 発効を知っており、44%は知らない、と回答した。このことは、企業による協定の認知と EPA 要件に関する理解とのギャップが事業能力に影響することを示唆するものである。

回答者の半数の49%は原産地規則やその他の協定の要件を「理解していない」と回答し、「ある程度認識している」と回答した比率は38%であった。図1の通り、回答者の56%は、日モ EPA が国境税関で自動的に発効すると想定している。その結果、回答者の EPA 利用の経験の長短などの条件に応じて、EPA 発効や原産地規則などの規定の利用に偏りが生じることが示唆される。大企業は原産地規則などを良く理解しているが、中小企業は十分な理解を欠くため、特恵利用が企業間で首尾一貫したものにならない。

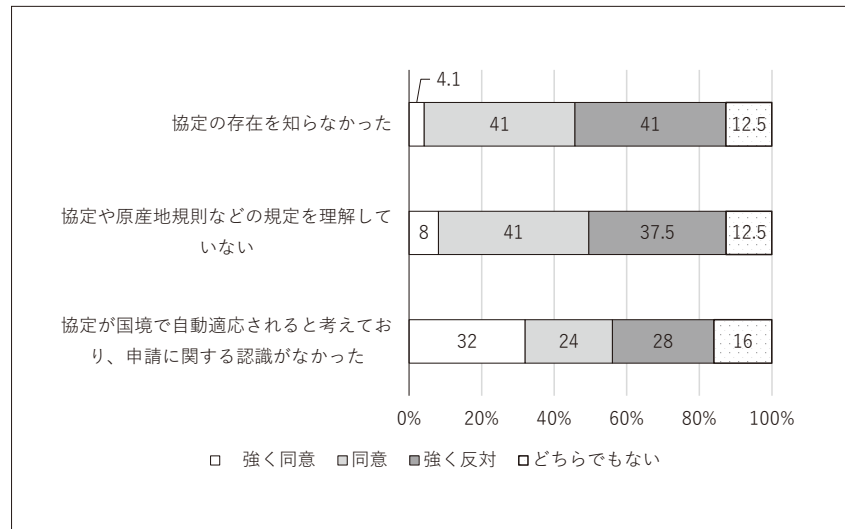
次に、企業の今後の戦略への特恵利用の影響に関する質問については、ほとんどの企業は、軽減税率により安価に輸入できる、と回答した (図2)。また、回答者の92%は日本市場で製品の新しい供給者を見つけることに興味があると回答し

表6 アンケート調査対象企業の概要

企業の種類	%	事業年数	%	雇用者数	%	回答者	%
輸出企業	48	1-5年	20	1-9人	20.8	CEO、CFO	25
輸入企業	24	6-10年	28	10-49人	16.7	GM	29.2
輸出・輸入企業	28	11-15年	20	50-100人	12.5	貿易担当者	29.2
その他	-	16年以上	32	100人以上	33.3	その他(会計士、マーケティング担当者、人事、など)	16.6

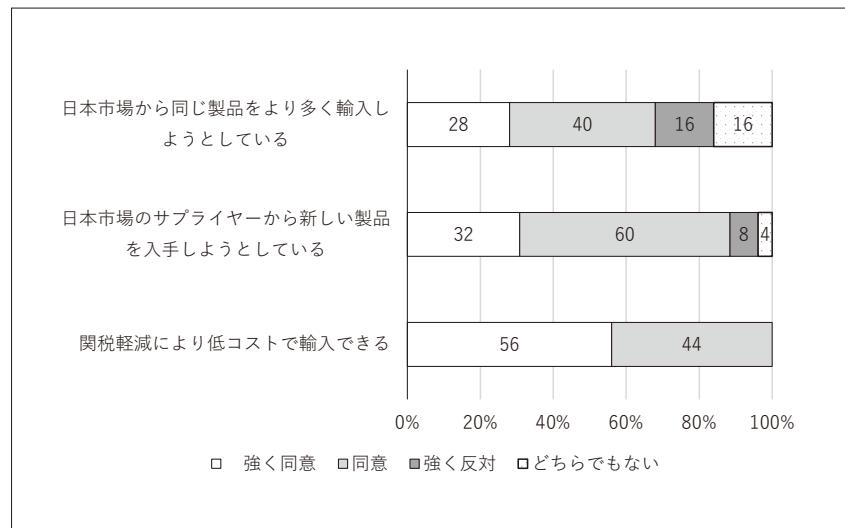
出所：アンケート調査結果に基づく

図1 日モEPAの下で回答者の記号がモンゴルへ輸入した物品に特恵が適応されない理由



出所：アンケート調査結果に基づく

図2 日モEPA特恵利用が将来の事業戦略に与える影響



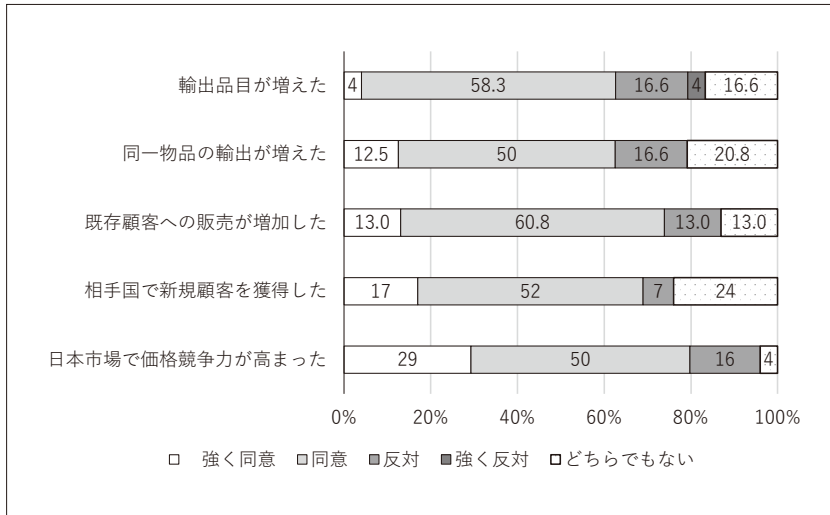
出所：アンケート調査結果に基づく

た。さらに、モンゴル企業は日本との取引を拡大し、同一商品の輸入を増やしたいと考えている (62%)。すなわち、協定下で日本と取引するモンゴル企業は、今後こ

の協定を広範に利用することに関心がある。

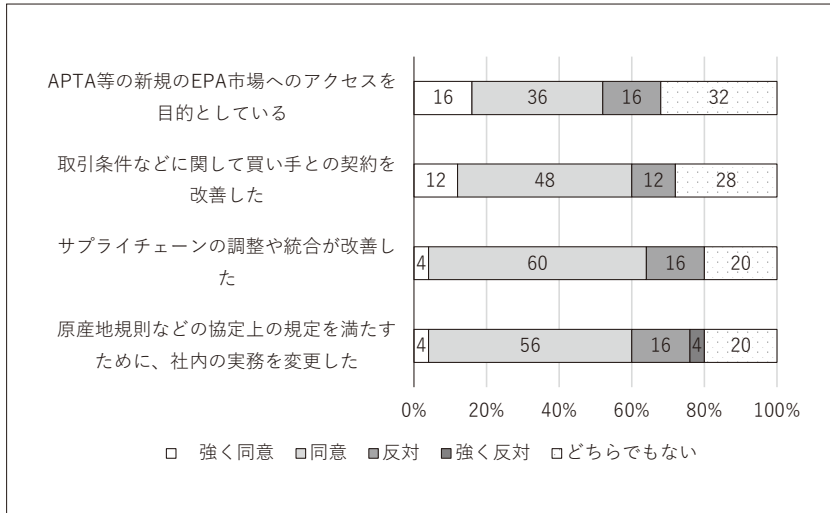
図3は、協定特恵の利用により、モンゴル企業は輸出品目を増やし (62.3%)、

図3 日モEPA特惠利用がモンゴルからの輸出に与えた影響



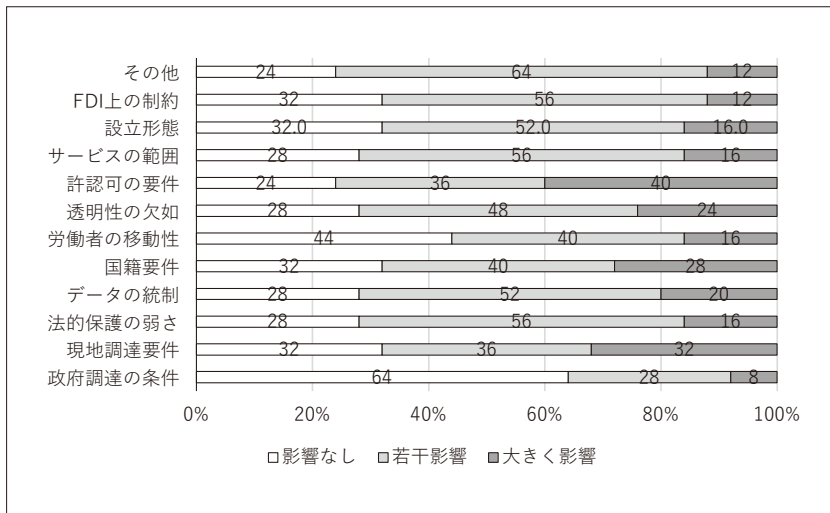
出所: アンケート調査結果に基づく

図4 モンゴルから輸出のための日モEPAが企業の意思決定や戦略に与えた影響



出所: アンケート調査結果に基づく

図5 事業活動を阻害する主要因



出所: アンケート調査結果に基づく

同一品目の輸出を増やし(62.5%)、既存の顧客への販売を増やすことができた(73.8%)ことを明らかにしている。また、日本市場でモンゴル製品の競争力が高まり(79%)、新規顧客を獲得した(69%)ことで、多くの企業が今後日本市場にアクセスする機会を持ったことが示された。

協定発効に伴い、モンゴル企業は日本市場で特惠を利用するためにサプライチェーンの編成と統合の強化の必要に迫られたが、図4は、この面での急速な状況の改善を示している(64%)。また、60%の企業は、原産地証明書を含む協定関連の要件を整えるために、社内の実務を変更した。さらに、多くの企業は、生産者やバイヤーと間でインコタームズなどの契約内容・条件の改善を試みている。ほとんどのモンゴル企業が、伝統的なやり方から新しい統合的な取引方法へと変更する傾向にあることは注目すべき点である。

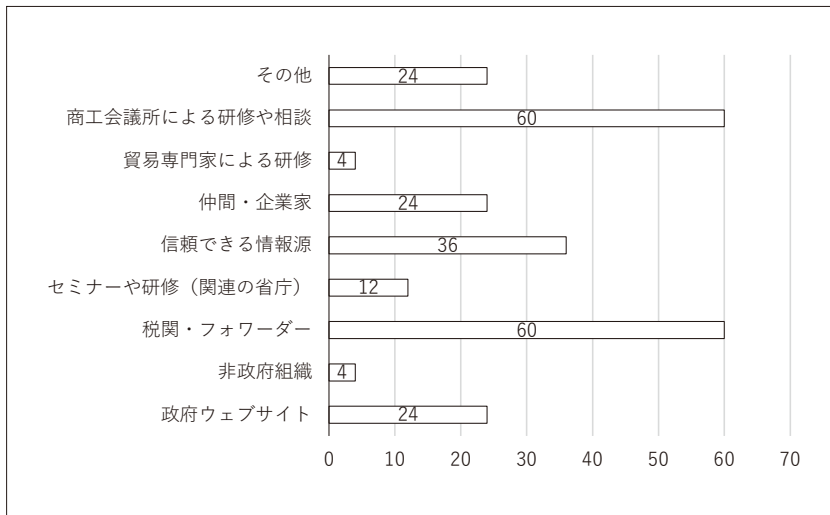
この通り、協定特惠は物品の輸出入にとどまらず、企業の戦略や経営にもプラスに作用したことは称賛に値する。モンゴルは、貿易協定の新たな締結の際に、相手国との交渉を成功裏に進めるチャンスを持っていると強調したい。APTAなどの協定加盟国との取引に関心がある(52%)という対日貿易に従事する企業の回答結果は、このことを証明している。

続いて、日本市場参入などの事業活動に影響する要因や障害を検討する。図5からは、事業を大きく阻害する要因はそれほど多くないことを示している。影響が最も大きかったのは、許認可要件(40%)であった。一方で、現地調達や国籍に関する要件は日本との貿易の障害であり、回答企業のそれぞれ32%が影響の大きさを回答している。そのため、これらの要因はモンゴル企業に一定程度影響することが分かった。

図6は、協定の相手国や協定関連の規定の実施に関して正確かつ信頼できる情報をどこから得るかを調査した結果を示している。同表は、企業は商工会議所、税関およびフォワーダーが信頼できる情報源として、定期的な研修やセミナーを受講している、ことを示している。

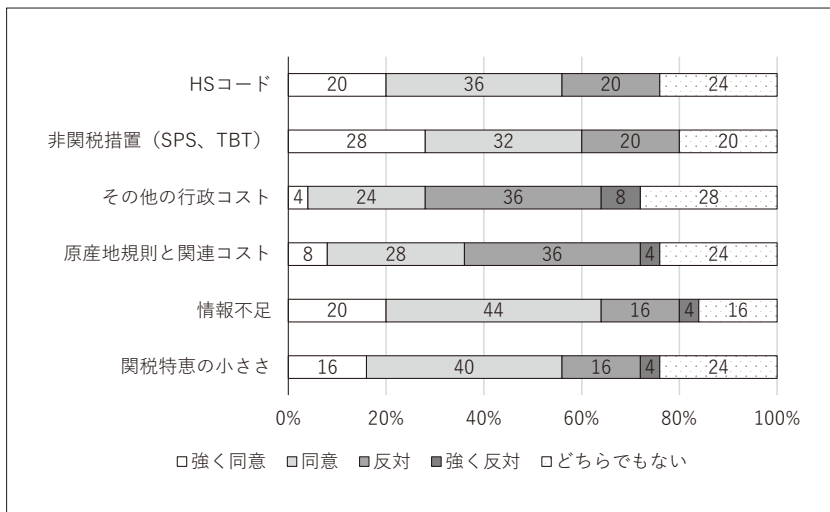
協定発効後、商工会議所は日本との特惠貿易を促進・支援するために、セミ

図6 日モEPAに関する情報や相談を受ける場所



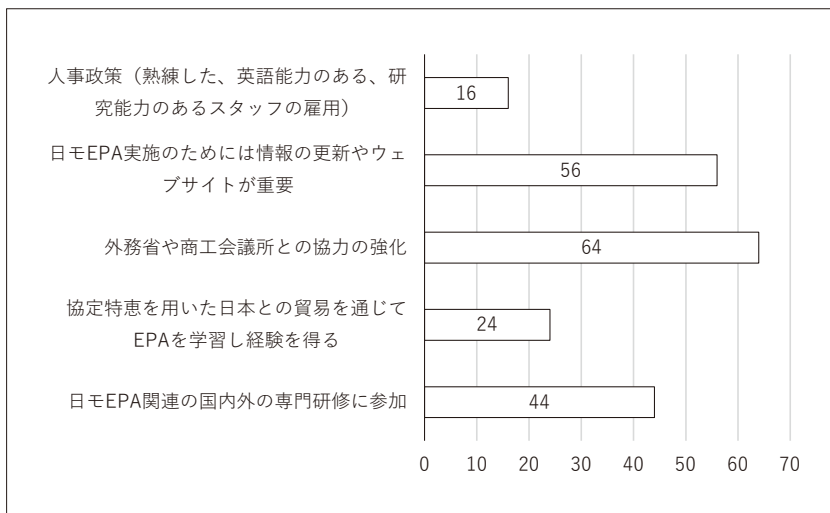
出所: アンケート調査結果に基づく

図7 企業が日モEPA特恵関税を利用する際の主要な問題



出所: アンケート調査結果に基づく

図8 日モEPAに関する認識と知識の発展にとって重要な要因



出所: アンケート調査結果に基づく

ナーを数回開催した。関連する情報は政府ウェブサイトからも得られる。外務省も企業からのフィードバックを受けて、協定の改善に努めている。

一方、企業は専門機関や貿易専門家からは十分に情報を得ておらず、協力も不十分である。今後はこの協力関係を強化し、専門家レベルで協定の詳細を理解させることが重要である。

図7は特恵を利用する際の障壁や困難を調査した結果を示している。ここでは、HSコード(56%)、非関税措置(60%)、情報不足(64%)が主な阻害要因として挙げられている。

興味深いことに、図6のような方法で企業は情報を得ているが、それでも情報が不十分であるという意見が多い。そのため、より包括的・正確・専門的な情報を提供する必要がある。

さらに、56%の回答者は、特恵による関税率の引き下げが足りないとしている。しかし、どのような地域協定であっても物品の感応性によるものであるため、企業は関税引き下げの方法に関してきちんと理解する必要がある。行政費用や原産地規制に関しては、これらの障壁の影響は予想していたよりも小さかった。

調査対象企業は、協定についての理解や知識を深めるうえで、貿易を所管する行政機関や商工会議所が重要であると回答した。現在十分なレベルで協力が行われているが、将来はさらに緊密に協力していく必要がある。企業もまた、協定に関する定期的にニュースレターを受け取ることや、情報の更新に関心がある(56%)。

それに続いて関心が寄せられたのは、国内外の専門家による研修やセミナーへの参加であり(44%)、このためには貿易を所管する官庁や専門家との協力が必要となる。貿易担当の国家機関、商工会議所、専門家と協力する可能性がある。将来、モンゴルが他の地域と協定を締結すれば、より高次の協力が必要になるだろう。一方、企業内部でEPAの利用能力を築いていくことについては、比較的問題が小さいようである。

最後に、特恵を利用した貿易に際して、他にどのような障壁や困難、課題に直面しているかという質問に対して、一部の企

業は、関税率の引き下げや官僚主義の解消が必要であり、政府や関税当局が企業とより緊密に連携していく必要がある、と回答した。また多くの回答者は、日本側の割当率の引き下げ、原産地規則による制限の見直しによって、企業にとってのチャンスが大きくなると回答した。

6. 結論と提言

本研究の目的は、日本・モンゴル経済連携協定締結後の5年間における協定特恵の利用状況を検討することにある。そのため、先行研究を参考に特恵利用率を推計し、貿易業者のアンケート調査を実施することで、協定実施上の問題や課題を明らかにした。

これまでの5年間において、モンゴルの輸入業者による特恵利用率は2017年が最も高い49%であり、2021年前半には12%にまで低下した。残念ながら、モンゴルの輸出における特恵利用については情

報が不足しているため、今のところ、日本市場におけるモンゴル企業の特恵利用率を計算できていない。通関情報やデータベースを両国間で交換できるようになれば、本研究を継続・拡張することが可能であり、その際は、分析から得た知見を政策立案者や企業に還元する必要がある。

2017年の特恵利用率の急上昇とその後の低下傾向の背景にある最大の問題は、COVID-19に加えて、原産地規則と非関税措置に関係している。このことをアンケート調査の結果も確認しており、協定下で貿易に従事する企業の大多数が、原産地規則と商品分類(HS)の問題が主な緊急課題であることに同意している。

さらに、国内生産者や輸入業者は、税関当局や商工会議所など正確かつ信頼できる情報源からEPAに関する情報を得ており、定期的に情報や知識を更新するために、これらの当局と緊密に協力することを望んでいる。回答企業は、日本以外の地域とのビジネスにも関心があり、組織

戦略を修正し、この統合プロセスを進める方向で事業を展開している。

本調査は、多くの回答企業が、既存市場を拡大させ、顧客を増加させ、価格競争力を強化させることができたことを明らかにした。さらに、企業は統合やサプライチェーンの在り方を改善し、生産活動の幅を広げ続けている。

日モEPAの枠組みにおいて多くのことが実現し、関連する政府機関は国内企業が日本市場への輸出を行えるように繰り返しイニシアティブをとり、支援してきた。協定の有効性を高めるために世界で行われている最善の方法に関する研究に基づいて提言される重要なことは、EPA/FTAをサポートする主要な官庁が緊急ホットラインや公式ウェブサイトを提供することである。日モEPAの利用のさらなる改善のために、包括的な調査を行い、国内企業を支援するための統一的な政策を策定することを、本稿の最後の提言とする。

[英語原稿をERINAにて翻訳]

<参考文献>

- Cheong, I. (2014) "Implications of the Republic of Korea's Package for Enhancing FTA Utilization," *ARTNeT Policy Brief*, No.42.
- Hayakawa, K., and N. Laksanapanyakul (2017) "Impacts of Common Rules of Origin on FTA Utilization," *International Economics and Economic Policy*, Vol.14, pp.75-90.
- Kawai, M., and Ganeshan Wignaraja (2010) "Asian FTAs: Trends, Prospects and Challenges," *ADB Working Paper Series*, No.226.
- Plummer, M. G., D. Cheong, and S. Hamanaka (2010) *Methodology of Impact Assessment of Free Trade Agreements*. Asian Development Bank.
- PwC Australia (2018) *Free Trade Agreement Utilization Study*. PricewaterhouseCoopers Australia.
- Shen, Zh., T. I. Kim, and L. Chen (2019) "An Empirical Study on the Utilization and Performance of the Korea-Chine FTA in Korean SMEs," *Journal of Korea Trade*, Vol.23, No.4, pp.131-148.
- UNCTAD (2018) *The Use of the EU's Free Trade Agreements: Exporter and Importer Utilization of Preferential Tariffs*. National Board of Trade Sweden and UNCTAD.